

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査会審査要領

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査会設置要領「4 審査会の実施(5)」に基づき、高知県工業技術センター企業化支援研究室(以下「研究室」という。)の利用の許可及び研究室の利用期間の延長の許可について、審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

(1) 利用の許可についての審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

①高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条第3項に規定する利用の要件を満たす者

②高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する方法により、適正に書類を作成し提出した者

(2) 利用期間の延長の許可についての審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

①条例第3条第5項の規定に基づき、研究室の利用延長が5年を超えない者

②規則第5条の3第2項に規定する方法により、適正に書類を作成し提出した者

2 審査基準

<利用の許可についての審査>

点数は50点とし、審査項目とその配点及び審査の着眼点は次のとおりとする。

(1) 研究室の利用を希望する理由の評価(15点)

・研究室の利用を希望する理由(15点)

研究室の利用の必要性が認められるか

工業技術センターを活用する計画があるか

(2) 試験・研究内容の評価(25点)

(7) 試験・研究の必要性(15点)

試験・研究の必要性が認められるか

試験・研究の目的とする製品やサービスが明確であるか

(4) 試験・研究に必要な資源(10点)

試験・研究に必要な人材や機器などが確保できているか

試験・研究の規模に見合った資金が確保できているか

(3) 実用化、事業化又は企業化の評価(10点)

(7) 事業計画の具体性、実現性、継続性が認められるか(5点)

(4) (将来的に研究規模に見合った)県内での製品の製造やサービスの提供、事業所の設立、雇用の創出など、波及効果が期待できるか(5点)

(4) 利用要件の確認(配点せず、利用の必須要件とする。)

振動や騒音の発生、化学物質の漏洩などへの対策がなされ、周辺環境に影響を及ぼすことがないか

(1)～(3)の評価について、審査委員の平均点数が35点以上を合格とする。ただし、(4)の利用要件の確認について、審査委員が合議のうえ、要件を満たしていないと認めるときは、合格基準点を上回った場合でも不合格とする。

<利用期間の延長の許可についての審査>

点数は50点とし、審査項目とその配点は次のとおりとする。

(1) 事業内容の評価 (50点)

(ア) 実用化、事業化又は企業化への見通しがあるか (15点)

(イ) 研究開発を継続する必要性があるか (15点)

(ウ) 研究室が有効に利用されているか (20点)

上記の評価について、審査委員の平均点数が35点以上を合格とする。

3 審査の方法

<利用の許可についての審査>

利用許可について、一次審査と二次審査を行うこととする。

(1) 一次審査

一次審査は、書面審査とし、「2 審査基準」に基づいて審査を行い、別紙様式1により、審査委員の評価の平均点数が30点以上の合格者について二次審査を行う。

(2) 二次審査

(ア) 二次審査は、申請者に審査会への出席を求め、提出された申請書類の内容等について、プレゼンテーション及び質疑を行ったうえで審査を行い、別紙様式1により、利用要件を満たすとともに審査委員の評価の平均点数が35点以上の合格者について、総合得点が上位の者から利用者を決定する。

(イ) プレゼンテーション及び質疑の時間は申請者につき30分以内とするが、申請者数などにより、調整することがある。また、具体的な日時や場所、順番などは別途調整のうえで事前に通知するものとする。

<同点が2者以上ある場合>

利用者を決定するための審査において、合格者のうち、同点が2者以上あり、順位を決定する必要がある場合は、審査委員が合議のうえ決定する。

<利用期間の延長の許可についての審査>

提出された申請書類の書面審査（必要に応じた質疑を含む）を行ったうえで「2 審査基準」に基づいて審査を行い、別紙様式2により、審査委員の評価の平均点数が35点以上を合格とする。

附則

この要領は平成27年9月14日から施行する。

附則

この要領は平成29年9月15日から施行する。

様式1-1

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査採点表

事業者名 () 審査員名 ()
(自署)

審査項目	採点
< (1) 研究室の利用を希望する理由の評価 (15点) >	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室の利用を希望する理由 (15点) 研究室の利用の必要性が認められるか 工業技術センターを活用する計画があるか 	
< (2) 試験・研究内容の評価 (25点) >	
(ア) 試験・研究の必要性 (15点) 試験・研究の必要性が認められるか 試験・研究の目的とする製品やサービスが明確であるか	
(イ) 試験・研究に必要な資源 (10点) 試験・研究に必要な人材や機器などが確保できているか 試験・研究の規模に見合った資金が確保できているか	
< (3) 実用化・事業化の評価 (10点) >	
(ア) 事業計画の具体性、実現性、継続性が認められるか (5点)	
(イ) (将来的に研究規模に見合った) 県内での製品の製造やサービスの提供、事業所の設立、雇用の創出など、波及効果が期待できるか (5点)	
合 計 得 点	
< (4) 利用要件の確認 (配点なし) >	満たす・ 満たさない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動や騒音の発生、化学物質の漏洩などへの対策がなされ、周辺環境に影響を及ぼすことがないか 	
コメント:	

(注) (1) ~ (3) の審査点の内容は、以下のとおりとする。

(配点が15点の項目)

極めて優れている: 13~15点、優れている: 10~12点、普通: 7~9点、劣っている: 4~6点、

極めて劣っている：1～3点

(配点が10点の項目)

極めて優れている：9～10点、優れている：7～8点、普通：5～6点、劣っている：3～4点、
極めて劣っている：1～2点

(配点が5点の項目)

極めて優れている：5点、優れている：4点、普通：3点、劣っている：2点、極めて劣っている：1点

審査委員の平均点数が35点以上かつ(4)の評価が「満たす」を合格とする。

様式1-2

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査結果表

事業者名 () 希望室 ()

審査委員長	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員

審査項目	審査員の合計点
< (1) 施設利用を希望する理由の評価 (15点) >	
< (2) 試験・研究内容の評価 (25点) >	
(ア) 試験・研究の必要性 (15点)	
(イ) 研究開発に必要な資源について (10点)	
< (3) 実用化・事業化の評価 (10点) >	
(ア) 事業計画の具体性、実現性、継続性が認められるか (5点)	
(イ) (将来的に事業規模に見合った) 県内での製品の製造やサービスの提供、事業所の設立、雇用の創出など、波及効果が期待できるか (5点)	
合 計 得 点	
平 均 点 数	
< (4) 利用要件の確認 (配点なし) >	満たす・ 満たさない
審査結果:	
コメント:	

様式2-1

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可審査採点表

事業者名 () 審査員名 ()

(自署)

審査項目	採点
(ア) 実用化、事業化又は企業化への見通しがあるか (15点)	
(イ) 研究開発を継続する必要があるか (15点)	
(ウ) 研究室が有効に利用されているか (20点)	
合 計 得 点	
コメント：	

(注) 審査点の内容は以下のとおりとする。

(配点が20点の項目)

極めて優れている：17～20点、優れている：13～16点、普通：9～12点、劣っている：5～8点、
極めて劣っている：1～4点

(配点が15点の項目)

極めて優れている：13～15点、優れている：10～12点、普通：7～9点、劣っている：4～6点、
極めて劣っている：1～3点

審査委員の平均点数が35点以上を合格とする。

様式2-2

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用延長許可審査結果表

事業者名 () 希望室 ()

審査委員長	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員	審査委員

審査項目	審査員の合計点
(ア) 実用化、事業化、又は企業化への見通しがあるか (15点)	
(イ) 研究開発を継続する必要があるか (15点)	
(ウ) 研究室が有効に利用されているか (20点)	
合 計 得 点	
平 均 点 数	
審査結果：	
コメント：	